生 企 甲 達 第 ３ ４ 号
平成２７年１１月２６日

各部、課、隊、所、校、署長　　殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察応急カウンセラー運用要綱の制定について

警察官が自殺企図者を保護した場合、保護を解除するまでの間に行う専門的な知識、技能等を有するカウンセラー（以下「応急カウンセラー」という。）による被保護者に対する応急的なカウンセリング、被保護者の家族等に対する相談等については、福井県警察応急カウンセラー運用要綱の制定について（平成１７年生企甲達第３９号）により運用してきたところであるが、事務手続を合理化して応急カウンセラーの積極的な運用を図り、さらなる自殺防止対策を推進するため、別添のとおり「福井県警察応急カウンセラー運用要綱」を改正し、平成２８年１月１日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察応急カウンセラー運用要綱

第１　目的

この要綱は、福井県警察応急カウンセラーの委嘱及び運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２　定義

この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1)　被保護者

保護した自殺企図者のことをいう。

(2)　応急カウンセラー

本部長が委嘱した専門的な知識、技能等を有するカウンセラーのことをいう。

(3)　応急カウンセリング等

被保護者の保護を解除するまでの間に行う応急カウンセラーによる被保護者に対する応急的なカウンセリング、被保護者の家族等に対する相談等のことをいう。

第３　委嘱

１　応急カウンセラーは、生活安全企画課長の推薦に基づき、本部長が委嘱するものとする。

２　生活安全企画課長は、次に掲げる要件を満たす者から応急カウンセラーを推薦するものとする。

(1)　応急カウンセリング等に必要な精神医学、臨床心理学その他カウンセリング等の専門的な知識及び技能を有する者

(2)　警察の保護業務に対し、深い理解、協力及び熱意を有する者

(3)　応急カウンセラーとして委嘱するにふさわしい経験、人格及び行動について社会的信望を有する者

３　応急カウンセラーの委嘱は、委嘱書（別記様式）を交付して行うものとする。

第４　任期

応急カウンセラーの任期は、原則として１年とする。ただし、再任を妨げない。

第５　任務

応急カウンセラーの任務は、次のとおりとする。

(1)　被保護者からの自殺企図の原因、動機等の聞き取りに関すること。

(2)　応急カウンセリング等に関すること。

(3)　医療機関、カウンセリング機関その他関係機関等への引継ぎに関すること。

第６　秘密の保持

応急カウンセラーに対し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も、また同様であることを説明すること。

第７　報償費

本部長は、応急カウンセラーに対して報償費を支給することができるものとする。

第８　運用手続

１　署長は、応急カウンセラーの派遣を必要とするときには、生活安全企画課長に口頭

で要請するものとする。

2　１の要請を受けた生活安全企画課長は、応急カウンセラーに出動を要請するものとする。

　なお、被保護者が精神疾患者であるとき、又は派遣を要しないと認めるときは、派遣しないことができるものとする。

3　２により応急カウンセラーの派遣を受けた署長は、署保護業務担当者と署会計担当者を連携させ、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）に規定する報償費の支給手続に係る雇用伺（別添１）及び雇用伺内訳表（別添２）の写しを署保護業務担当者を経由して生活安全企画課長に送付するものとする。

4　応急カウンセラーの派遣を受けた署長は、保護業務主管課において、雇用伺及び雇用伺内訳表の写しを被保護者の保護関係書類とともに編綴するものとする。

別記様式

第　　　号

委　嘱　書

殿

あなたを応急カウンセラーに委嘱します。

委嘱期間　　年　　月　　日から
　　　　　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

福井県警察本部長　印

別添１

様式第14号

				回	議	担 当 者
				回	議	

年 度

雇 用 伺

執行伺番号	

事業（業務）等の名称
相手方
日　　数 単　　価 金　　額

		公 印	発 送	グ ル ー プ 名	起 案 者
起案日	年　月　日				
決裁日	年　月　日				
雇用通知日	年　月　日				
文書番号	第　　号				内線　　番

文書分類記号	公開非公開区分	公開請求状況
ﾌｧｲﾙ基準ﾅﾝﾊﾞｰ　保存年限　年	□ 公開　□ 一部非　□ 全部非	

別添２

様式第15号

雇用伺内訳表

執行伺番号			
事業（業務）等の名称			
執行伺額			

物品明細

支出すべき年度および年割額・限度額

支出科目および経理額　　　　（単位　円）

年度歳出	
予算計上課 配当替受課 会　計 繰　越 款 項 目 事　業 節 細　節	配当（令達）額 執行済額 支出負担行為済額 残額（目） 残額（事業）

財源内訳　　　　（単位　円）

一般財源	特定財源	特定／総額

支出計画および特定財源収入計画　　　　（単位　円）

区分	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
支出予定額				
収入予定額				

入札（見積）に関する事項

入札（見積提出）日時	年　月　日　時　分
入札（見積提出）場所	
現場説明日時	年　月　日　時　分
現場説明場所	
設計（仕様）書閲覧期間	年　月　日　より　年　月　日 時　分　より　時　分
設計（仕様）書閲覧場所	
前払金の種類・率	